

# 大村市上下水道局 平成29年度水質検査計画



萱瀬ダム

## 水質検査計画

水質検査は、水道水の安全性を確認するために不可欠であり、水道における水質管理の中核をなすものです。大村市上下水道局では、きめ細かな水質検査を実施するため、水質検査の内容等を定めた水質検査計画を策定しました。市民の皆様にご理解いただけるように、計画の内容や結果を公表していきます。

### 計画の内容

- 1 基本方針
- 2 水道事業の概要
- 3 水道水源及び水道水の状況
- 4 水質検査の地点、項目及び頻度
- 5 水質検査を省略する項目とその理由
- 6 水質管理目標設定項目検査及びクリプトスポリジウム等検査
- 7 検査結果の評価及び水質検査計画の見直し
- 8 水質検査方法及び検査機関
- 9 臨時の水質検査
- 10 水質検査の精度と信頼性確保
- 11 関係者との連携
- 12 水質検査計画及び検査結果の公表

## 1 基本方針

- (1) 検査は、配水系統を代表する末端付近蛇口（給水栓）、浄水場（入口、各工程及び出口）、水源、貯水池及び貯水池への流入河川について行います。
- (2) 検査項目は、水道法で検査が義務づけられている項目及び水質管理上必要と判断した項目について行います。
- (3) 検査頻度は、水源の種類や検査する項目の過去の検出状況などを考慮して定めます。
- (4) 水質検査は、大村市上下水道局、水道施設等運営管理業務委託業者及び厚生労働省登録水質検査機関（業務委託）で行います。

## 2 水道事業の概要

- (1) 大村市上下水道局は、市内全域に給水しています。  
平成29年4月、二つの簡易水道地区を上水道地区へ統合します。  
平成27年度の給水状況は表1-1、平成29年度の給水予測は表2-2です。

表1-1 大村市上下水道局の給水状況(平成27年度 大村市水道事業の概要)

項目	上水道	旧 簡易水道	
		旧 東部大村地区 簡易水道 (南川内飲料水供給組)	旧 北部大村地区 簡易水道
給水区域内人口	92,140 人	1,255 人	1,077 人
年度末給水人口	91,278 人	688 人	932 人
給水区域内世帯	40,990 世帯	537 世帯	431 世帯
年度末給水世帯数	40,608 世帯	316 世帯	384 世帯
年間取水量	10,887,609 m <sup>3</sup>	104,487 m <sup>3</sup>	131,909 m <sup>3</sup>
年間給水量	10,350,279 m <sup>3</sup>	96,882 m <sup>3</sup>	127,717 m <sup>3</sup>
有効水量	9,387,399 m <sup>3</sup>	85,187 m <sup>3</sup>	100,000 m <sup>3</sup>
現在施設能力	43,267 m <sup>3</sup> /日	471 (16) m <sup>3</sup> /日	730 m <sup>3</sup> /日
1日最大給水量	44,741 m <sup>3</sup>	759 m <sup>3</sup>	696 m <sup>3</sup>
1日平均給水量	28,280 m <sup>3</sup>	265 m <sup>3</sup>	349 m <sup>3</sup>

表1-2 大村市上下水道局の給水予測(大村市上下水道事業中期経営計画 平成28年度～平成32年度)

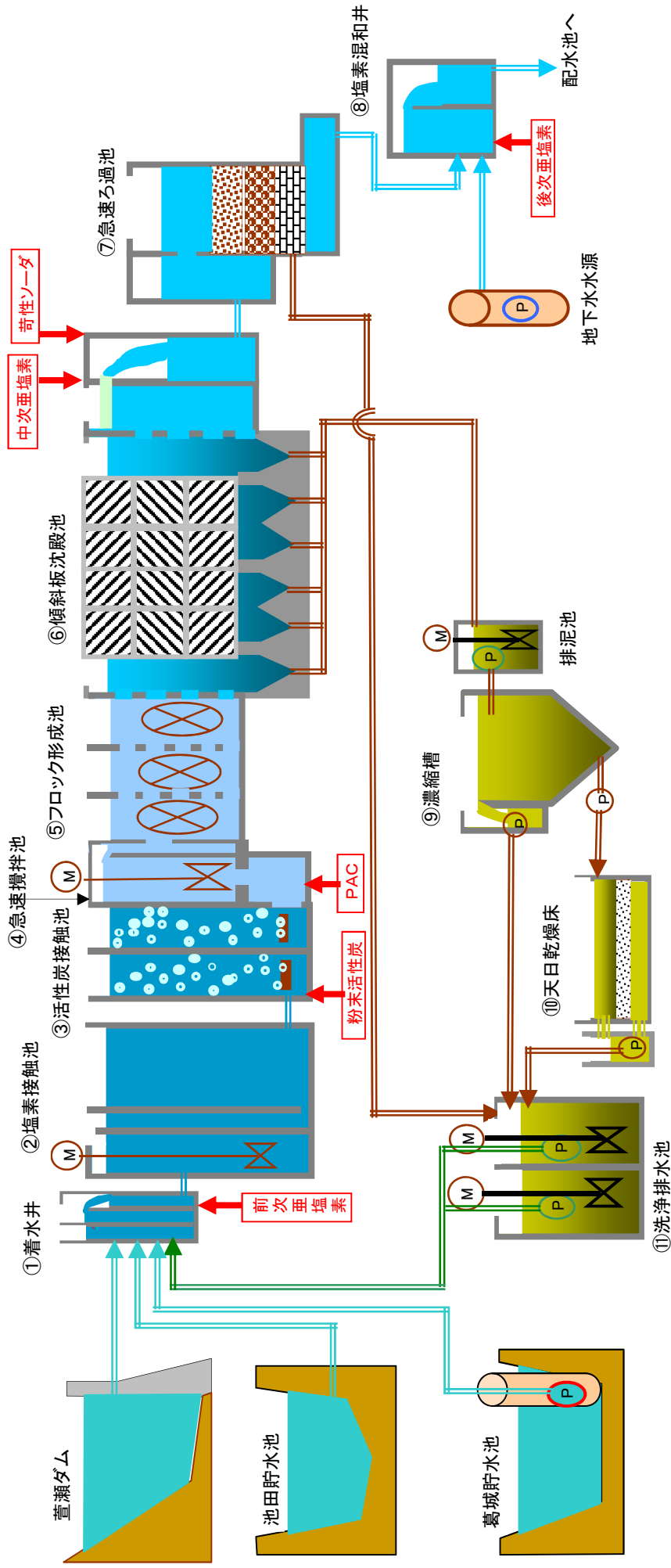
項目	平成29年度
給水区域内人口	93,818 人
年度末給水人口	92,947 人
年度末給水世帯数	41,245 世帯
有収水量	9,241,000 m <sup>3</sup>
年間配水量	10,339,000 m <sup>3</sup>
1日平均配水量	28,326 m <sup>3</sup>

(2) 浄水施設の所在地と浄水処理方法等は表2、坂口浄水場のしくみは図3のとおりです。

表2 浄水施設

施設名	所在地	種類	水源名	浄水処理方法	取水能力m <sup>3</sup> /日	備考	
坂口浄水場	坂口町1144-1	表流水	菅瀬ダム	急速ろ過	15,000	急速ろ過施設 公称施設能力 30,000m <sup>3</sup> /日	
			葛城貯水池	前塩・中塩処理	2,150		
			池田貯水池	粉末活性炭処理	2,450		
		地下水	今富水源	塩素消毒のみ	2,800		
			今富第2水源		1,000		
			福重水源		2,500		
			寿古水源		1,550		
			立花水源		3,080		
			黒丸水源		1,100		
			才福寺水源		1,920		
			小路口水源		500		H28～休止
			鬼橋水源		570		H28～休止
荒瀬水源	-	H11～休止					
日岳浄水場	日泊町874-10	地下水	日岳水源	塩素消毒のみ	560	H28～休止	
松原浄水場	松原本町423-1	地下水	松原水源	塩素消毒のみ	1,600	H19～休止	
			松原第2水源		380	H25～休止	
富の原第1浄水場	富の原2丁目414-1	地下水	富の原第1水源	塩素消毒のみ	400	H29～休止	
富の原第2浄水場	富の原2丁目297-1	地下水	富の原第2水源	塩素消毒のみ	1,400		
富の原第3浄水場	富の原1丁目1323-1	地下水	富の原第3水源	塩素消毒のみ	300	H29～休止	
松並浄水場	松並2丁目887	地下水	松並水源	塩素消毒のみ	900		
杭出津浄水場	杭出津2丁目1342	地下水	杭出津第1水源	紫外線処理 曝気処理 塩素消毒	870		
			杭出津第2水源		620		
			杭出津第3水源		950		
大多武浄水場	東大村1丁目2636-14	地下水	大多武第2水源	塩素消毒のみ	300	H27～休止	
			大多武第4水源		560		
			大多武第5水源		400		
			大多武第6水源		770		
東野岳浄水場	東野岳町1363-2	地下水	東野岳1号水源	塩素消毒のみ	230		
			東野岳2号水源		400		
北木場浄水場	松原3丁目970-2	地下水	北木場水源	塩素消毒のみ	100		
南川内浄水場	中岳町315-3	地下水	南川内水源(No1)	塩素消毒のみ	16		
			南川内水源(No2)				

図3 坂口浄水場のしくみ



- ① 着水井……ダム貯水池の原水が最初に着くところで、それぞれの原水を混ぜ合わせます
  - ② 塩素接触池……原水に含まれる鉄・マンガンを次亜塩素酸ソーダで酸化させ沈みやすくします。
  - ③ 活性炭接触池…粉末活性炭で原水の臭いや色々な化学物質を吸着します。
  - ④ 急速攪拌池……注入した凝集剤(PAC)をよく攪拌し混ぜ合わせます。
  - ⑤ フロック形成池…凝集剤で水中のゴミなどを固めて(フロック)沈みやすくします。
  - ⑥ 傾斜板沈殿池…フロックを沈め取り除きます。
  - ⑦ 急速ろ過池……沈殿池で取り除けなかったフロックを砂でろ過して取り除きます。
  - ⑧ 塩素混和井……ろ過された水と地下水を消毒し混合します。
  - ⑨ 濃縮槽……沈殿池で沈めたフロック汚泥を集め濃縮します。
  - ⑩ 天日乾燥床…濃縮された汚泥を天日で乾燥させます。
  - ⑪ 洗浄排水池…ろ過池の砂を洗った水を一時的に溜め、着水井へ戻し再利用します。
- 浄水薬品
- ・次亜塩素酸ソーダ……主に水の消毒に用います。また水中に含まれる成分を酸化します。
  - ・PAC(ポリ塩化アルミニウム)水の中の濁り物質を固め沈みやすくします。
  - ・粉末活性炭……水中の臭いや色々な化学物質を吸着します。
  - ・苛性ソーダ……強アルカリ性の薬品でPH値を上げ水道管の腐食を防ぎます。



(3) 水質監視設備

浄水場(入口、各工程及び出口)、直接給水地下水水源及び配水池などには、常時水質を監視する水質計器が配備されています。

【坂口浄水場】

萱瀬ダム・葛城貯水池・池田貯水池各原水

濁度計

PH計

電気伝導率計

混合原水

濁度計

PH計

アルカリ度計

残留塩素計

沈殿処理水

濁度計

PH計

アルカリ度計

残留塩素計

急速ろ過水

高感度濁度計

色度計

PH計

残留塩素計

高感度濁度計  
(微粒子カウンター付)

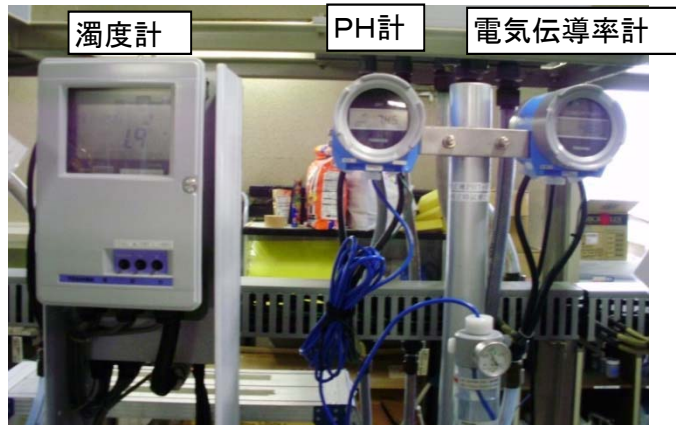
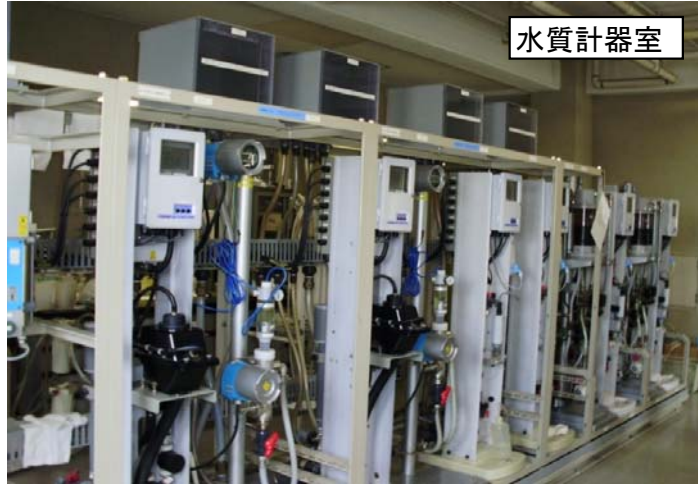
坂口配水池入口

残留塩素計

【直接給水地下水水源及び配水池】

施設出口

残留塩素計



### 3 水道水源及び水道水の状況

#### (1) 水源の状況

表流水（萱瀬ダム、葛城貯水池、池田貯水池）の水源で主な水量をまかなっており、残りは大村市内に点在する井戸を水源とする地下水でおぎなっています。（別冊図1、別冊図2）  
水源の水質状況と留意すべき水質項目は、表3のとおりです。

表3 水道水源の状況

水源名	種類	水質状況	留意すべき水質項目	備考
萱瀬ダム	表流水	プランクトンの発生による臭気障害・ろ過障害	生物・臭気度・臭気物質・鉄・マンガン・クリプトスポリジウム	
葛城貯水池		富栄養化の進行・プランクトンの発生による臭気障害・ろ過障害		
池田貯水池				
今富水源	地下水	大腸菌群の検出	大腸菌・嫌気性芽胞菌	
今富第2水源	地下水			
福重水源	地下水			
寿古水源	地下水			
立花水源	地下水			
才福寺水源	地下水			
黒丸水源	地下水	大腸菌群の検出・揮発性有機塩素化合物等の検出・硝酸態窒素が高い	大腸菌・嫌気性芽胞菌・硝酸態窒素・テトラクロロエチレン・トリクロロエチレン	
富の原第1水源	地下水	大腸菌群の検出・塩化物イオンの上昇	大腸菌・嫌気性芽胞菌・塩化物イオン	休止中
富の原第2水源	地下水	大腸菌群の検出・塩化物イオンの上昇・硝酸態窒素が高い	大腸菌・嫌気性芽胞菌・硝酸態窒素・塩化物イオン	
富の原第3水源	地下水			休止中
松並水源	地下水	大腸菌群の検出・硝酸態窒素が高い	大腸菌・嫌気性芽胞菌・硝酸態窒素	
大多武第4水源	地下水	大腸菌群の検出	大腸菌・嫌気性芽胞菌	
大多武第5水源	地下水			
大多武第6水源	地下水			
杭出津第1水源	地下水	大腸菌の検出・硝酸態窒素が高い・侵食性遊離炭酸が高い	大腸菌・嫌気性芽胞菌・クリプトスポリジウム・硝酸態窒素・酸度・アルカリ度	
杭出津第2水源				
杭出津第3水源				
小路口水源	地下水	大腸菌群の検出・硝酸態窒素が高い	大腸菌・嫌気性芽胞菌・硝酸態窒素	
鬼橋水源	地下水	大腸菌群の検出	大腸菌・嫌気性芽胞菌	
荒瀬水源	地下水	大腸菌群の検出	大腸菌・嫌気性芽胞菌	
松原水源	地下水	大腸菌の検出・侵食性遊離炭酸が高い	大腸菌・嫌気性芽胞菌・クリプトスポリジウム・酸度・アルカリ度	
松原第2水源	地下水	大腸菌群の検出・侵食性遊離炭酸が高い	大腸菌・嫌気性芽胞菌・酸度・アルカリ度	
大多武第2水源	地下水	嫌気性芽胞菌の検出	大腸菌・嫌気性芽胞菌・クリプトスポリジウム	休止中
日岳水源	地下水	大腸菌群の検出・硝酸態窒素が高い	大腸菌・嫌気性芽胞菌・硝酸態窒素	
久良原水源	地下水	大腸菌群の検出・鉄細菌の検出	大腸菌・嫌気性芽胞菌・鉄細菌・鉄・マンガン	
野岳水源	地下水	大腸菌の検出・侵食性遊離炭酸が高い	大腸菌・嫌気性芽胞菌・クリプトスポリジウム・酸度・アルカリ度	
東野岳1号水源	地下水	良好		
東野岳2号水源				
北木場水源	地下水	大腸菌群の検出・侵食性遊離炭酸が高い	大腸菌・嫌気性芽胞菌・酸度・アルカリ度	
南川内水源	地下水	大腸菌群の検出	大腸菌・嫌気性芽胞菌	

(2) 水道水の状況

- ア 大村市上下水道局は、水道水の安全性及び良質な水質を確認するために、水質検査を行っています。水質に問題はなく安全で良質な水道水が給水されています。
- イ 水道水の水質状況と留意すべき水質項目は、表4のとおりです。

表4 水道水の状況

施設名	種類	水質状況	留意すべき水質項目
坂口浄水場	表流水 地下水	下記の項目を留意して良好な水質を保っています。 ・貯水池のプランクトンによる臭気発生 ・トリハロメタン生成 ・凝集剤による微量のアルミニウム残留 ・適切な残留塩素・消毒剤の管理 ・鉛管の鉛溶出を抑えるためのPHの調整	残留塩素・濁度・色度・アルミニウム・トリハロメタン・臭気・PH値・酸度・アルカリ度・塩素酸
日岳浄水場	地下水	—	休止中
富の原第1浄水場	地下水	—	休止中
富の原第2浄水場		良好	残留塩素・濁度・色度
富の原第3浄水場		—	休止中
松並浄水場		良好	残留塩素・濁度・色度
大多武浄水場		良好	残留塩素・濁度・色度
杭出津浄水場	地下水	紫外線処理、曝気処理により、良好な水質に保っています。	残留塩素・濁度・色度・PH値・酸度・アルカリ度
松原浄水場	地下水	—	休止中、紫外線処理設備整備予定
東野岳浄水場	地下水	良好	残留塩素・濁度・色度
北木場浄水場	地下水	良好ではあるが、PHが低く、侵食性遊離炭酸高い。	残留塩素・濁度・色度・PH値・酸度・アルカリ度
南川内浄水場	地下水	良好	残留塩素・濁度・色度

#### 4 水質検査の地点、項目及び頻度

水道水の検査は、毎日行う残留塩素、色濁りの検査のほかに、水質基準項目(51項目)のうち毎月行う検査、3ヵ月毎に行う検査及び水質基準項目すべてを行う検査に分けられ、これらは法律で定められています。

##### (1) 検査地点

###### ア 水道水

毎日行う検査の地点は、配水池系毎に37ヵ所を選定しています。

また、浄水場の出口でも検査を実施します。(別冊図1・別冊図2)

さらに、法令で定められた水質基準項目の検査地点は、配水系統を考慮して検査箇所を選定し、行います。(別冊表5)

###### イ 水源

すべての水源、貯水池及び貯水池に流入する河川を検査します。(別冊表6)

##### (2) 水質検査項目及び頻度

検査は、法令で定められた水質基準項目、浄水処理及び水源の水質管理に必要と思われる項目を行います。

検査の項目及び頻度は、配水系統や水源によってそれぞれ異なるため、詳細を別冊表5・表6に記載しました。

#### 5 水質検査を省略する項目とその理由

##### (1) 法令による検査の省略

水道水の水質検査は、水道法により3ヵ月毎に水質基準項目(別冊表7)を検査することが原則として義務付けられています。しかし、次に挙げる項目は、下記の条件で検査を3年に1回まで省略することができます。

3 カドミウム及びその化合物	15 1,4-ジオキサン	35 銅及びその化合物
4 水銀及びその化合物	16 シス-1,2-ジクロロエチレン及び	36 ナトリウム及びその化合物
5 セレン及びその化合物	トランス-1,2-ジクロロエチレン	37 マンガン及びその化合物
6 鉛及びその化合物	17 ジクロロエタン	39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)
7 ひ素及びその化合物	18 テトラクロロエチレン	40 蒸発残留物
8 6価クロム化合物	19 トリクロロエチレン	41 陰イオン界面活性剤
9 亜硝酸態窒素	20 ベンゼン	42 ジオスミン
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	26 臭素酸	43 2-メチルイソボルネオール
12 フッ素及びその化合物	32 亜鉛及びその化合物	44 非イオン界面活性剤
13 ほう素及びその化合物	33 アルミニウム及びその化合物	45 フェノール類
14 四塩化炭素	34 鉄及びその化合物	



ア 過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下で、原水等の変動による汚染のおそれがないときは年1回に省略できる。

イ 過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下で、原水等の変動による汚染のおそれがないときは3年に1回に省略できる。

ウ 過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、水源の水質、水源周辺の状況、浄水処理に使用する薬品及び施設・配管等の材質を考慮して、検査を行う必要がないことが明らかであるときは3年に1回にまで省略できる。

エ ただし、No26臭素酸は、浄水処理にオゾン処理を用いている場合及び消毒に次亜塩素酸を用いている場合は省略できない。

No.13 ホウ素は、海水を原水とする場合は省略できない。

No.42 ジェオスミン、No.43 2-メチルイソボルネオールは、カビ臭物質を産出する藻類の発生が少なく、検査を行う必要がないことが明らかであるときは省略できる。

上記の事項を考慮して検査を行います。

## (2) 大村市上下水道局が水質検査を省略する項目とその理由

ア 水質基準項目のうち次に挙げる項目は、過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下、もしくは、過去に基準値の1/2を超えたことがなく、原水等の変動による汚染のおそれがないため3年に1回の検査とします。

3 カドミウム及びその化合物	14 四塩化炭素	34 鉄及びその化合物
4 水銀及びその化合物	15 1,4-ジオキサン	35 銅及びその化合物
5 セレン及びその化合物	16 シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	36 ナトリウム及びその化合物
6 鉛及びその化合物		37 マンガン及びその化合物
7 ひ素及びその化合物	17 ジクロロエタン	39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)
8 6価クロム化合物	18 テトラクロロエチレン	40 蒸発残留物
9 亜硝酸態窒素	19 トリクロロエチレン	41 陰イオン界面活性剤
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	20 ベンゼン	44 非イオン界面活性剤
12 フッ素及びその化合物	32 亜鉛及びその化合物	45 フェノール類
13 ほう素及びその化合物	33 アルミニウム及びその化合物	

イ 検査の省略に関する詳細は、別冊表8・表9に記載しています。

## 6 水質管理目標設定項目検査及びクリプトスポリジウム等検査

### (1) 水質管理目標設定項目検査の実施（別冊表10）

将来にわたり水道水の安全性の確保等に万全を期するため、水道水質管理上留意すべき項目として設定されています。これは検査の義務はありませんが、水質基準に係る検査に準じた検査の実施に努めることとされています。

#### イ 毎月検査

水質管理目標設定項目のうち次に挙げる項目は、通常の毎月検査で実施します。

16 残留塩素	25 濁度
17 カルシウム、マグネシウム等	26 PH値
19 遊離炭酸	27 ランゲリア指数(腐食性)

#### ロ 農薬類の検査（別冊表11・表12・表13）

農薬類の検査は、水源の上流域で使用されている農薬の商品名、使用量及び散布時期を調査して行います。

##### 表流水の農薬検査

ダム、貯水池に流入する河川の流域で、主に栽培されている水稲(別冊表12)と温州みかん(別冊表13)を対象に検査します。検査地点は、坂口浄水場の各水源水及びろ過水です。

##### 地下水の農薬検査

地下水水源で、水稲(別冊表12)を対象に検査します。  
検査地点は、寿古水源及び北木場水源です。

#### ハ 従属栄養細菌検査

配水施設、給水施設の衛生状況を捉える指標として、従属栄養細菌検査を行います。  
検査地点は配水池系毎に37カ所です。

#### ニ その他項目の検査

上記以外の項目の検査については年次計画を立て検査を行っていきます。

1 アンチモン及びその化合物	9 フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	20 1,1,1-トリクロロエタン
2 ウラン及びその化合物	10 亜塩素酸	21 メチル-tert-ブチルエーテル
3 ニッケル及びその化合物	12 二酸化塩素	22 有機物(過マンガン酸カリウム消費量)
5 1,2-ジクロロエタン	13 ジクロロアセトニトリル	29 1,1-ジクロロエチレン
8 トルエン	14 抱水クロラール	

(2) クリプトスポリジウム等検査（別冊表14）

病原性の微生物であるクリプトスポリジウム及びジアルジアの検査は、坂口浄水場の原水・ろ過水、関係河川の下流、地下水で大腸菌が検出された水源で行います。

さらに地表水の混入の恐れのある地下水水源と坂口浄水場原水については、クリプトスポリジウムの指標菌（大腸菌・嫌気性芽胞菌）の定量検査を適切な頻度で実施します。

7 水質検査結果の評価及び水質検査計画の見直し

平成28年度の水質検査結果は全て良好でした。また、検査地点、項目及び頻度についても適当であるとの評価を受けました。平成29年度の水源及び浄水の検査地点、項目及び頻度の追加や検査項目の変更は下記のとおりです。

(1) 水源及び浄水の検査地点の変更、削除

- 毎日検査地点の変更
  - ・諏訪配水池系 ココストア →希(のぞみ)
- 検査地点の削除
  - ・久良原水源NO1
  - ・久良原水源NO2
  - ・久良原浄水場
  - ・富の原第1水源 浄水
  - ・富の原第3水源 浄水
- 検査地点の追加
  - ・郡川砂防公園

(2) 水源及び浄水の検査項目追加、削除

無し

8 水質検査方法及び検査機関

水質基準項目及び水質管理目標設定項目の検査は、国が定めた水道水の検査方法（「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」）によって行い、その他項目の検査方法は、上水試験方法（日本水道協会）等によって行います。

なお、毎日検査は水道施設等運転管理業務委託業者、毎月の省略不可能項目及び水道維持管理上必要な検査は大村市上下水道局で行い、基準項目検査及び農薬・クリプトスポリジウム等は厚生労働省登録水質検査機関に委託して行います。

9 臨時の水質検査

次に挙げる状況が発生し、水道水が水質基準に適合しないおそれがある場合は、臨時の水質検査を行います。

- (1) 水源水質が著しく悪化した場合
- (2) 水源に異常があった場合
- (3) 水源付近、給水区域及び周辺等において消化器系感染症が流行した場合
- (4) 浄水処理の過程で異常が発生し、浄水に影響を及ぼすおそれがある場合
- (5) 配水管など、水道施設が著しく汚染されたおそれがある場合
- (6) その他特に必要があると認められる場合

## 10 水質検査の精度と信頼性確保

大村市上下水道局の自己検査に関しては、分析機器の整備や分析技術の向上に努め、分析毎の手順書を作成し、水質検査結果の精度と信頼性を確保します。

また、委託検査に関しては、内部・外部精度管理の実施状況及び結果の報告を義務付け、適宜立入検査を実施することで、委託検査の精度と信頼性を確保します。

## 11 関係者との連携

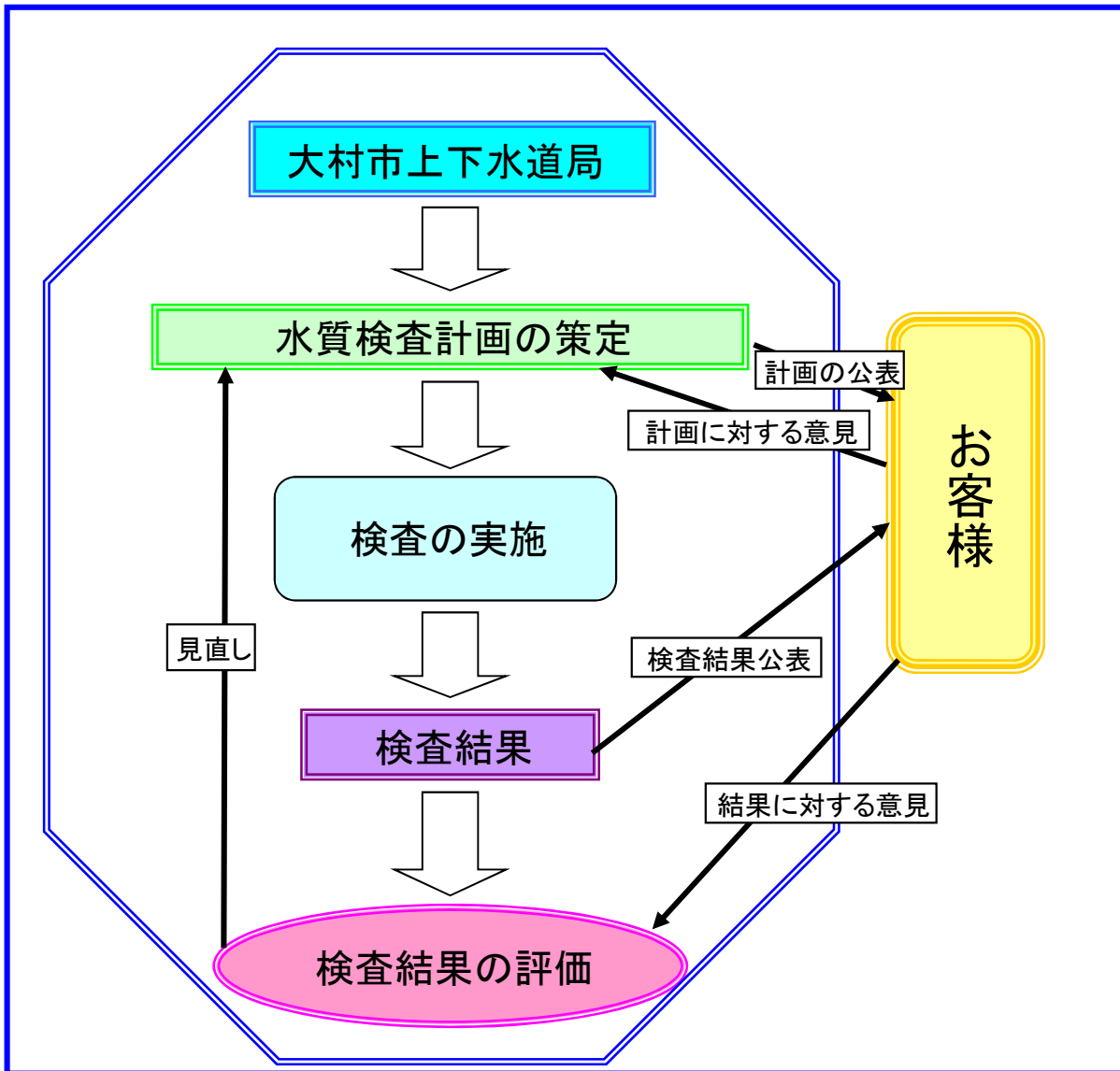
水質汚染事故が発生した場合は、大村市上下水道局危機管理計画に従い迅速に対策を講じるとともに、関係機関と密に連絡を取りながら水道水の安全性を確保します。

## 12 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画は毎年度作成し公表します。その閲覧は、上下水道局及び坂口浄水場でできるほか、大村市上下水道局のホームページでもできます。

また、平成28年度の水質検査結果は平成29年8月末までに年報を作成し公表します。上下水道局及び坂口浄水場で閲覧できます。

# 水質検査計画策定の概念図



この水質検査計画に対する皆様のご意見をお寄せ下さい。皆様からのご意見を水質検査計画に反映させ、より良い水道水の供給に役立たせていただきます。

大村市上下水道局 坂口浄水場  
水質検査計画担当  
〒856-0028 大村市坂口町1144-1  
TEL0957-53-5105 FAX0957-53-5106  
E-mail : suido-jyosui@city.omura.lg.jp



## 水道用語集

- PH(ペーハー)…… 水の基本的な指標の一つで、PH7は中性、7より値が小さくなるほど酸性が強くなり、値が大きくなるほどアルカリ性が強くなる。
- アルカリ度……… 水中で酸の消費量に相当するアルカリ量を数値化したもの。
- オゾン処理……… オゾン(O<sub>3</sub>)の酸化力により、細菌・ウイルス・色・異臭味などの除去、有機物の分解などをする処理。
- 簡易水道……… 計画給水人口が5,000人以下の水道。
- 急速ろ過……… 水中の濁りを化学薬品により沈澱させた後、速い速度(120~150m/日)でろ過する方法。これに対し遅い速度(4~5m/日)でろ過する方法を緩速ろ過という。
- 凝集剤……… 水処理において、水中の濁り物質などを除去することを目的に添加する薬品で、水道では硫酸アルミニウムやポリ塩化アルミニウムが主に使用されている。
- 減圧槽……… 高低差などで水圧が高くなりすぎるのを防ぐための槽。
- 原水……… 浄水処理する前の水。
- 公定法……… 国などの公的機関が定めた分析法。
- 残留塩素……… 水道水は塩素等を使用して消毒を行い、消毒後水中に残った塩素をいう。また法の規定により0.1mg/L以上保持するよう義務づけられている。
- 消化器系感染症…… 口から肛門にいたる消化管およびその付属器官が関係する感染症をいい、下痢、発熱などを主症状とする。感染経路の一つとして水系感染するものが多い。
- 前塩素処理……… 消毒に使用する塩素を原水に注入する方法で、鉄、マンガン、アンモニアなどの除去のために行う。
- 定量分析(検査)…… 試料中の成分物質の量を明らかにするための分析法。試料中の成分物質を知るためにする分析を定性分析という。
- 電気伝導率……… 水中の電気の通りやすさをあらわし、抵抗の逆数で示される。
- 配水池……… 給水区域の需要量に応じて適切な配水を行うために、水道水を一時貯える所。
- 表流水……… 地表水(河川水・湖沼ダム水)とほぼ同じで、特に水利用の観点から地下水に對していう。
- 富栄養化……… 湖沼など閉鎖的な水域で水中のリン・窒素などの栄養分が高まり、プランクトン等の生物が増加する現象。

- 深井戸…………… 不透水層(水を通さない地層)より下方の地下水を取水している井戸を深井戸という。上方を取水している井戸を浅井戸といい、水質は浅井戸より安定している。
- クリプトスポリジウム及びジアルジア…… 塩素処理に耐性を有する原虫。人間及びほ乳動物の腸内で増殖し、水系感染症を引き起こす。
- 不活化…………… 微生物が、外的な要因(紫外線・薬品等)によって生命体としての機能などを失うこと。
- 紫外線処理…………… 水中に10mJ/cm<sup>2</sup>以上の紫外線を照射することにより、クリプトスポリジウム等の原虫を不活化させる処理法。
- 曝気処理…………… 水中に空気を吹き込み、水の中に溶け込んでいる炭酸ガスを除去し、PH値を上昇させる処理法。
- 粉末活性炭処理…………… 原水に粉末にされた活性炭を投入し、臭気・有機物などを吸着させる処理法。
- 鉄細菌…………… 鉄バクテリアともいう。鉄を酸化して(種類によってはマンガンも酸化する)菌体の内外に沈着、蓄積し、増殖する細菌の総称。水道水には、赤水や異臭味の障害を引き起こす。